

Q

介護両立支援制度は、どのような人が利用できますか？

A

要件に該当すれば、原則すべての従業員が制度を利用できます。

介護に関する制度を利用する対象者

パートや契約社員も
対象！

「要介護状態」にある「対象家族」を介護する労働者※（日々雇用を除く）

※有期雇用労働者の場合は、介護休業の取得予定日から起算して、93日 + 6ヶ月が経過する日までに雇用契約がなくなることが明らかでないこと。

※会社によっては、労使協定で一定の労働者を対象外にしている可能性があります。

要介護状態とは

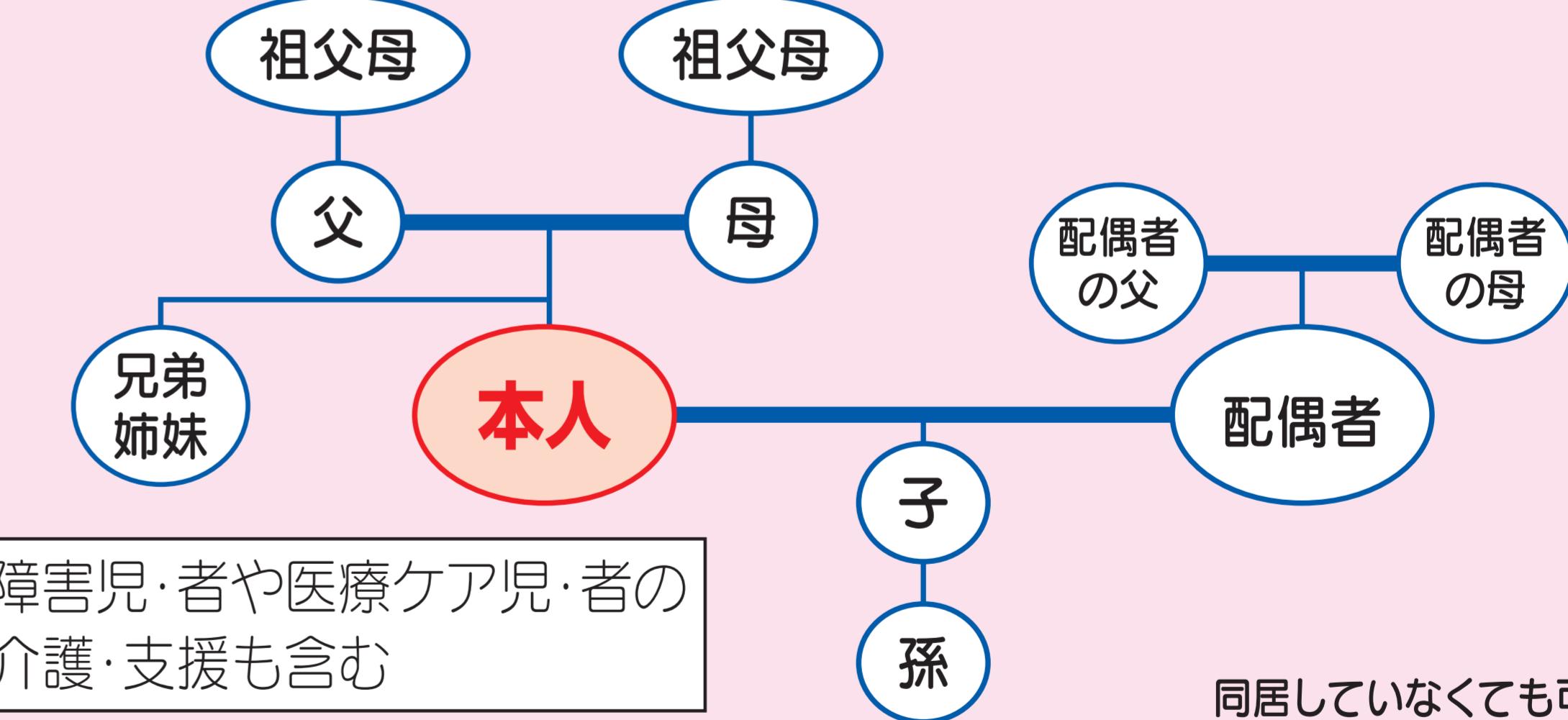
負傷・疾病または身体上もしくは精神上の障害により、
2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。

うちの会社に
介護休業の制度
はないよ。



えー？!
法律で決まっている
んじゃ・・・。

対象家族とは



POINT

「会社に制度がない=休めない」は誤解！法律で定められた介護の両立支援制度があります！